

09395P-00



よくわかる 社労士

合格するための

過去10

年
本試験問題集

4 国年・厚年

TAC社会保険労務士講座・編著

合格テキストに完全準拠!



科目別

項目別

過去問10年分で 知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

しかも!
速習に
便利な



こたえシート
かくす つき!

最新の
改正情報は Web 順次 公開!

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2020年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書は、2020年9月11日現在において公布され、かつ、2021年本試験実施要項が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2020年9月12日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2021年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和2年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。

その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせた順に掲載しています。

【問題のレベル表示の見方】

✿キホンマーク

✿マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

🗨️難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

1 労働条件の原則、労働基準法の適用

最新問題

問題1
□□□
R2-1B

事業における業務を行うための体制が、課及びその下部組織としての係で構成され、各組織の管理者として課長及び係長が配置されている場合、組織系列において係長は課長の配下になることから、係長に与えられている責任と権限の有無にかかわらず、係長が「使用者」になることはない。

問題2
□□□
R2-1C

事業における業務を行うための体制としていくつかの課が設置され、課が所掌する日常業務の大半が課長権限で行われていれば、課長がたまたま事業主等の上位者から権限外の事項について命令を受けて単にその命令を部下に伝達しただけであっても、その伝達は課長が使用者として行ったこととされる。

問題7
□□□
R2-2B

1か月単位の変形労働時間制により、毎週日曜を起算日とする1週間について、各週の月曜、火曜、木曜、金曜を所定労働日とし、その所定労働時間をそれぞれ9時間、計36時間としている事業場において、あらかじめ水曜の休日を前日の火曜に、火曜の労働時間をその水曜に振り替えて9時間の労働をさせたときは、水曜の労働はすべて法定労働時間内の労働になる。

問題8
□□□
R2-2C

通勤手当は、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われる賃金であるから、労働基準法第37条の割増賃金の基礎となる賃金には算入しないこととされている。

問題9
□□□
H23-2E

労働基準法第37条に定める割増賃金の基礎となる賃金(算定基礎賃金)はいわゆる通常の賃金であり、家族手当は算定基礎賃金に含まないことが原則であるから、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含める必要はない。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきます。年度マークの見方は次のとおりです。

H26-1A 平成26年の択一式、問1のA肢で出題

H26-選 平成26年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。令和2年～平成26年の直近7年分は太字で強調(例H26-1A)。さらにさかのぼった8～10年前の問題(平成25～23年)は細字(例H23-3D)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H26-災8A 平成26年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H26-雇8A 平成26年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

付属の「こたえかくすシート」で解答を隠しながら学習することができるので、とても便利です。

解答 1 × 法10条、昭和22.9.13発基第1号の基準法の使用者とは、同法各条の義務について、一定の権限を行使し、形式にとらわれることなく、同法各条の義務を履行する権限を与えられているか否かによります。したがって、設問のように「係長に与えられた権限」が「係長が使用者になること」を決定するものではない。

解答 2 × 法10条、昭和22.9.13発基第1号の基準法の使用者についての実質的な権限を与えられた者が、命令の伝達者にすぎない場合は、同法上の使用者とはなりません。したがって、設問のように「課長がたまたまその部下から権限外の事項について命令を受けて単にその命令を部下に伝達しただけ」の場合は、その伝達は課長が使用者として行ったこととはならない。

解答 7 × 平成6.3.31発基181号。休日振替の結果、就業規則で1日8時間を超える所定労働時間が設定されていない日に1日8時間を超えて労働させることになる場合には、その超える時間は時間外労働となる。設問の場合は、水曜日は休日であり、1日8時間を超える所定労働時間が設定されていないため、法定労働時間の8時間を超える1時間が時間外労働時間となる。

解答 8 ○ 法37条 5項。設問の通り正しい。
Point 手当の基礎となる賃金は、次に掲げる賃金は、算入しない。
 ① 家族手当
 ② 通勤手当
 ③ 別居手当
 ④ 子女教育手当
 ⑤ 住宅手当
 ⑥ 臨時に支払われた賃金
 ⑦ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

解答 9 × 法37条、昭和22.11.5発基231号。家族手当は、算定基礎賃金に含めないことが原則であるが、家族数に関係なく一律に支給されている手当は、算定基礎賃金に含めないこととされている**家族手当に該当しないので、算定基礎賃金に含めなければならない。**
Plus 住宅手当、家族手当、通勤手当、別居手当及び子女教育手当については、別当賃金の算定の基礎から除外されるか否かは、名称ではなく、実質によって判断される。

【解答の見方】
 TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point 超重要事項のまとめです。
Plus 問題と一緒に確認しておきたい内容です。
 まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていってください。

ここが便利!

過去問検索索引
 本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

- 受験経験のある方は、年度順に解きましょう！
 - ① まずはR2～H26問題を解く(年度マークが太字の問題)
 - ② 終わったらH25～23問題を解く(年度マークが細字の問題)
 - ③ 間違えた問題を中心によく復習。同シリーズの『合格テキスト』も併用し、全体をマスターしましょう！
- 初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！
 - ① **★**マークのある問題から解く
 - ② 次にマークなし問題を解く
 - ③ ①②が確実に解けるようになったら**難**マークのある問題にチャレンジ！

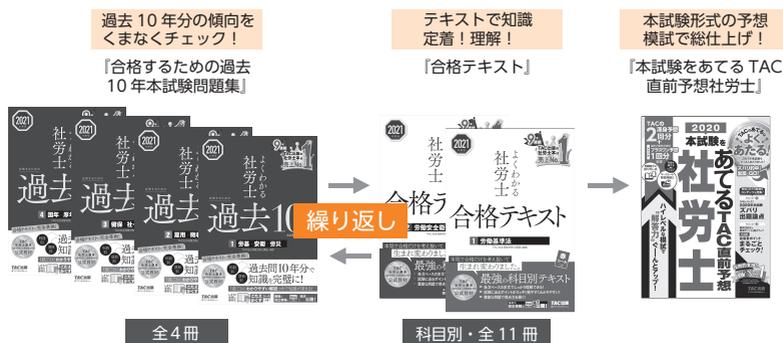
参考 学習スケジュールのイメージ

	～3月	4月～6月	7月、8月
受験経験者	R2～H26(太字)	H25～23(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	★ 問題	マークなし 難 問題	

よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向をもれなくつかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

学習の流れ



社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和2年は4月13日～5月31日) ※郵送にて申込み
試験日程	8月下旬(令和2年は8月23日)
合格発表	11月上旬(令和2年は11月6日)
受験料	9,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 令和元年度本試験の合格基準

選択式：総得点26点以上、各科目3点以上(ただし社会保険に関する一般常識は2点以上)

択一式：総得点43点以上、各科目4点以上

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目	7問
労働安全衛生法	混合問題で1問	3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受験申込者数	52,612人	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人
受験者数	40,712人	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人
合格者数	1,051人	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人
合格率	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<http://www.sharosi-siken.or.jp>

● CONTENTS ●

○はじめに／iii ○本書の構成と効果的な活用法／iv

○よくわかる社労士シリーズの活用法／vi ○社会保険労務士試験の概要／vi

1 国年(国民年金法)

1	目的、権限の委任等	4
2	定義	8
3	被保険者の種類	12
4	資格の得喪	24
5	期間計算等	28
6	届出	32
7	国民年金手帳等	40
8	国庫負担	44
9	基礎年金拠出金	46
10	保険料	48
11	保険料の免除	58
12	追納	68
13	滞納に対する措置	72
14	給付の種類及び裁定	74
15	老齢基礎年金－支給要件等	74
16	保険料納付済期間及び保険料免除期間	76
17	合算対象期間	78
18	老齢基礎年金－年金額	82
19	老齢基礎年金－支給の繰上げ・繰下げ	90
20	老齢基礎年金－失権等	100
21	障害基礎年金－支給要件等	100
22	障害基礎年金－併合認定	108
23	障害基礎年金－年金額	110
24	障害基礎年金－支給停止及び失権	112
25	遺族基礎年金－支給要件等	118
26	遺族基礎年金－年金額	124
27	遺族基礎年金－支給停止及び失権	128
28	付加年金	134
29	寡婦年金	136
30	死亡一時金	140

31	脱退一時金	150
32	国民年金事業の財政	152
33	年金額の改定	152
34	支給期間・未支給年金・受給権の保護等	154
35	内払処理・充当処理	164
36	併給調整	166
37	給付制限等	168
38	国民年金事業の運営改善に関する規定	170
39	国民年金基金－基金の業務・設立等	172
40	国民年金基金－管理・解散、合併及び分割	174
41	国民年金基金－加入員・費用の負担・給付の水準	176
42	国民年金基金連合会	182
43	不服申立て	182
44	時効等	184
45	雑則・罰則	186
★	選択式	188

2 厚年(厚生年金保険法)

1	目的、権限の委任等	206
2	適用事業所	210
3	当然被保険者等	216
4	任意単独被保険者	222
5	高齢任意加入被保険者	224
6	資格の得喪の確認・期間計算等	226
7	届出等	230
8	年金手帳等	244
9	標準報酬－定義	246
10	標準報酬月額	248
11	標準報酬月額の決定・改定	252
12	養育期間中の標準報酬月額の特例	258
13	標準賞与額	258
14	保険料	260
15	本来の老齢厚生年金－支給要件等及び失権	272
16	本来の老齢厚生年金－年金額	274
17	65歳以後の在職老齢年金(高在老)	284
18	本来の老齢厚生年金－支給の繰下げ・繰上げ	288

19	特別支給の老齢厚生年金－支給要件及び失権	292
20	特別支給の老齢厚生年金－支給開始年齢	296
21	特別支給の老齢厚生年金－年金額	298
22	65歳未満の在職老齢年金(低在老)	300
23	失業等給付との調整	304
24	繰上げ支給の老齢基礎年金との調整	308
25	障害厚生年金－支給要件等	310
26	障害厚生年金－併合認定	316
27	障害厚生年金－年金額	318
28	障害厚生年金－支給停止及び失権	324
29	障害手当金	328
30	遺族厚生年金－支給要件等	330
31	遺族厚生年金－年金額	340
32	遺族厚生年金－支給停止等	344
33	遺族厚生年金－失権	350
34	脱退一時金及び脱退手当金等	354
35	厚生年金保険事業の財政	360
36	支給期間等	360
37	内払処理・充当処理	368
38	併給調整	370
39	給付制限等	374
40	合意分割の請求等	378
41	合意分割の効果	380
42	3号分割の請求	384
43	不服申立て	388
44	時効等	390
45	雑則・罰則	392
46	存続厚生年金基金	396
★	選択式	402

○過去問検索索引／422

1 国年 (国民年金法)

国民年金法

凡 例

法	→国民年金法
法附則	→国民年金法附則
(60)法附則	→昭和60年改正国民年金法附則
(6)法附則	→平成6年改正国民年金法附則
(12)法附則	→平成12年改正国民年金法附則
(16)法附則	→平成16年改正国民年金法附則
(23)法附則	→平成23年改正国民年金法附則
(24)法附則	→平成24年改正国民年金法附則
(25)法附則	→平成25年改正国民年金法附則
(26)法附則	→平成26年改正国民年金法附則
令	→国民年金法施行令
措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
整備政令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	→国民年金法施行規則
厚年法	→厚生年金保険法

国年：目次

1	目的、権限の委任等	4
2	定義	8
3	被保険者の種類	12
4	資格の得喪	24
5	期間計算等	28
6	届出	32
7	国民年金手帳等	40
8	国庫負担	44
9	基礎年金拠出金	46

10	保険料	48
11	保険料の免除	58
12	追納	68
13	滞納に対する措置	72
14	給付の種類及び裁定	74
15	老齢基礎年金—支給要件等	74
16	保険料納付済期間及び保険料免除期間	76
17	合算対象期間	78
18	老齢基礎年金—年金額	82
19	老齢基礎年金—支給の繰上げ・繰下げ	90
20	老齢基礎年金—失権等	100
21	障害基礎年金—支給要件等	100
22	障害基礎年金—併合認定	108
23	障害基礎年金—年金額	110
24	障害基礎年金—支給停止及び失権	112
25	遺族基礎年金—支給要件等	118
26	遺族基礎年金—年金額	124
27	遺族基礎年金—支給停止及び失権	128
28	付加年金	134
29	寡婦年金	136
30	死亡一時金	140
31	脱退一時金	150
32	国民年金事業の財政	152
33	年金額の改定	152
34	支給期間・未支給年金・受給権の保護等	154
35	内払処理・充当処理	164
36	併給調整	166
37	給付制限等	168
38	国民年金事業の運営改善に関する規定	170
39	国民年金基金—基金の業務・設立等	172
40	国民年金基金—管理・解散、合併及び分割	174
41	国民年金基金—加入員・費用の負担・給付の水準	176
42	国民年金基金連合会	182
43	不服申立て	182
44	時効等	184
45	雑則・罰則	186
★	選択式	188

国年：択一式出題ランキング

- 1位 被保険者の種類(33問)
 支給期間・未支給年金・受給権の保護等(33問)
- 3位 保険料(30問)

1 目的、権限の委任等

最新問題

問題 1 被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合におけるその申出の受理及びその申出の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。

R2-87

難

問題 2 被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、出産予定日に関する書類、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は職員をして被保険者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、厚生労働大臣が自ら行うこともできる。

R2-81

難

問題 3 受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。

R2-8ウ

難

問題 4 日本年金機構は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければ、保険料の納付受託者に対する報告徴収及び立入検査の権限に係る事務を行うことができない。

R2-7A

過去問

問題 1 国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

H26-7A



解答 1 ○ 法92条の2、法109条の4,1項17号。設問の通り正しい。

解答 2 ○ 法108条1項、法109条の4,1項30号。設問の通り正しい。

解答 3 × 法107条1項、法109条の4,1項29号。設問の権限に係る事務は、厚生労働大臣が自ら行うことができる。

解答 4 ○ 法109条の8,1項。設問の通り正しい。

解答 1 × 法2条、法30条の4、法85条1項、法94条の2,1項、2項。国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとされている。国民年金法の給付には、無拠出制の20歳前傷病による障害基礎年金があり、また、法所定の国庫負担や厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等による基礎年金拠出金の納付や負担が行われているため、すべての給付が保険原理により行われているわけではない。

問題 2**H30-3E**

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

問題 3**H28-4†**

任意加入の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、当該申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、日本年金機構が行うものとしていて、市町村長がこれを行うことはできない。

問題 4**H29-10E**

日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない国民年金の任意加入被保険者に係る諸手続の事務は、国内に居住する親族等の協力者がいる場合は、協力者が本人に代わって行うこととされており、その手続きは、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。)に対して行うこととされている。なお、本人は日本国内に住所を有したことがあるものとする。

問題 5**H30-4B**

日本年金機構が滞納処分等を行う場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、日本年金機構が定め、厚生労働大臣の認可を受けた滞納処分等実施規程に従って、徴収職員に行わせなければならない。

問題 6**R元-1†**

国民年金法第10章「国民年金基金及び国民年金基金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができ、当該地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

解答 2 ○ 法3条2項。設問の通り正しい。

解答 3 × 法3条3項、法109条の4,1項1号、令1条の2。設問の申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長が行うこととされている。

解答 4 ○ 令2条1項、平成21.12.28厚労告528号、平成19.6.29庁保発第0629002号。設問の通り正しい。

解答 5 ○ 法109条の7,1項、法109条の6,1項。設問の通り正しい。滞納処分(国税滞納処分の例による処分)等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。この滞納処分等実施規程は、日本年金機構が定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

解答 6 ○ 法142条の2。設問の通り正しい。

2 定義

最新問題

- 問題 1** 保険料全額免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除、申請全額免除、産前産後期間の保険料免除、学生納付特例又は納付猶予の規定による保険料を免除された期間(追納した期間を除く。)を合算した期間である。
- R2-5B 

過去問

- 問題 1** 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由がある被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、その一部の額を納付することを要しないものとするができるが、当該保険料につきその残余の額が納付されたものに係る被保険者期間(追納はされていないものとする。)は、保険料納付済期間とされない。
- H28-7D

- 問題 2** 第1号被保険者が保険料を滞納し、滞納処分により徴収された金額が保険料に充当された場合、当該充当された期間は、保険料納付済期間とされる。なお、充当された期間は、保険料の一部の額を納付することを要しないものとされた期間ではないものとする。
- H28-7E

- 問題 3** 保険料納付済期間には、督促及び滞納処分により保険料が納付された期間を含む。
- H24-7C



- 問題 4** 保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まない。
- H24-7E



解答 1 × 法5条1項、3項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。国民年金法における保険料全額免除期間に、「産前産後期間の保険料免除」の規定により保険料を免除された期間は含まれない。国民年金法において、産前産後期間の保険料免除に係る被保険者期間は、保険料納付済期間とされる。

解答 1 ○ 法5条1項、法90条の2,1項3号、2項3号、3項3号。設問の通り正しい。

解答 2 ○ 法5条1項。設問の通り正しい。

解答 3 ○ 法5条1項。設問の通り正しい。督促及び滞納処分の規定により徴収された保険料に係る期間も、保険料納付済期間とされる。

解答 4 ○ 法5条1項。設問の通り正しい。例えば、第1号被保険者が、保険料4分の1免除期間について、免除される額(4分の1の部分)以外の残りの額(4分の3の部分)の保険料を納付した期間は、保険料を納付した期間ではあるが、保険料納付済期間には含まれず、保険料4分の1免除期間とされる。

問題 5

□□□

H28-1才



国民年金法第5条第3項に規定される保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間(追納された保険料に係る期間を除く。)は含まれない。

問題 6

□□□

H24-7D



保険料全額免除を受けた期間のうち保険料を追納した期間は、保険料納付済期間とされる。

問題 7

□□□

H25-4改



国民年金法第5条第7項に定める「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」(いわゆる事実婚関係にある者)の認定基準及び認定の取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること、の要件を備えることを要する。
- B 当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合については、原則としてこれを事実婚関係にある者とは認定しない。
- C 離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その者の状態が所定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定する。
- D 届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にあり、届出による婚姻関係において、一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われておらず、その状態がおおむね5年程度以上継続しているときは、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとみなし、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定する。
- E 内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚関係にある者として認定する。

解答 5 × 法5条3項。法第5条第3項の保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間(追納された保険料に係る期間を除く。)も含まれる。

解答 6 ○ 法5条3項、法94条4項。設問の通り正しい。

プラス
a

追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。

解答 7 正解 D

- A ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。設問Aの要件を満たす場合であっても、当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合、すなわち、民法第734条(近親婚の制限)、同法第735条(直系姻族間の婚姻禁止)又は同法第736条(養親子関係者間の婚姻禁止)の規定のいずれかに違反することとなるような内縁関係にある者については、原則として、これを事実婚関係にある者とは認定しないものとする。
- C ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が設問Aの認定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定するものとする。
- D × 平成23.3.23年発0323第1号。「おおむね5年程度以上」を「おおむね10年程度以上」に置き換えると正しい記述となる。

Point

届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、原則として、届出による婚姻関係を優先するが、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとする。「一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき」等に該当する場合には、この「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」に該当するものとして取り扱うこととする。

- E ○ 平成23.3.23年発0323第1号。設問の通り正しい。

執 筆 者

国民年金法(国年)大原 寛
厚生年金保険法(厚年)川島 隆良

2021年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集4 国年・厚年

発行日 2020年10月10日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 09395P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。